

見積依頼公告

次のとおり、随意契約・オープンカウンター方式による見積合せに付します。

平成31年2月21日

支出負担行為担当官

奈良地方法務局長 鈴木 通広

1 見積合せに付する事項

(1) 件名

執務参考図書購入

(2) 調達内容

仕様書による。

(3) 履行期限

仕様書による。

(4) 履行場所

仕様書による。

2 参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、A、B、C又はDの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) その他、奈良地方法務局オープンカウンター方式による調達手続実施要領（以下「実施要領」という。）に定める参加資格を有する者であること。

3 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒630-8301

奈良市高畑町552番地 奈良第二地方合同庁舎3階

奈良地方法務局会計課（担当 池内）

電話 0742-23-5536

(2) 仕様書等の配布期間

平成31年2月21日（木）から平成31年2月27日（水）まで

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 配布場所

上記3（1）及びホームページ上に掲載

4 見積書の作成方法

見積書は、仕様書、実施要領等を熟読の上、次の事項に留意し、作成すること。

(1) 宛名は奈良地方法務局長とすること。

(2) 件名、金額を記載するほか見積者の記名押印をすること。

(3) 見積金額を訂正しないこと。

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと。

(5) 同一人が金額の異なる2通以上の見積りを作成しないこと

(6) 各項目の数量及び単価を記載するとともに、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること。

なお、見積者が消費税に係る免税事業者である場合は、見積書提出までにその旨を申し出ること。

5 見積書提出期限等

(1) 提出場所

上記3（1）に同じ

(2) 提出期限

平成31年2月28日（木）午後3時

(3) 提出書類

ア 見積書

イ「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し

ウ 誓約書（役員等名簿添付）

※ 見積書を提出する者が法人又は団体の場合において、法人の代表者以外の者が記名押印する場合は、代理権限証書（委任状）を提出すること。

ただし、別途、本契約に有効な当局との契約締結に関する権限を付与された委任状を提出している場合はこの限りでない。

(4) 提出方法

持参のほか、郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9号

に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による提出も認めるが、提出期限までに提出場所に到達しなかった見積書は無効とする。

(5) その他

一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

6 見積合せ

(1) 日時

平成31年2月28日（木）午後4時（非公開）

(2) 契約の相手方の決定

見積書を提出した者であって、予決令第79条の制限の範囲内で最低価格をもって、有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

なお、見積合せの結果は、契約の相手方に決定した者のみに口頭又は書面により通知する他、当局ホームページ等で契約者及び契約金額を公表する。

7 見積書の無効

本公告に示した参加資格がない者がした見積り及び見積合せに関する条件並びに実施要領に違反した見積りは無効とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

否

(4) 請書提出の要否

契約担当官の指示に従うこと。

(5) 本公告に基づく見積書を提出した者は、見積書提出後に、実施要領、仕様書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(6) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積合せに参加する者が負担する。

以 上